札幌市星置地区センターの管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第１項の規定に基づき、令和５年３月10日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市星置地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市星置地区センター（以下「施設」という。）の管理に関する協定（以下「協定」という。）第27条、第39条及び別表の規定に基づき、経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

１　乙が甲に報告した管理業務（協定第７条に定める管理業務をいい、協定第34条に定める自主事業その他管理業務以外の業務は含まない。以下同じ。）に係る光熱費の実績値（別紙「令和７年度指定管理業務の光熱費高騰見直し所要額指定管理者確認表」記載の額をいう。）を踏まえ、甲は、乙に対し、令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日）の施設の管理業務に係る光熱費の高騰分として、協定第18条第１項の管理費用とは別に、金373,095円を支払う。

２　第１項の支払額の算定の基礎となる光熱費の実績値の誤りその他乙の責めに帰すべき事由によって前項の支払額に過誤が生じたときは、乙は、甲に対し、既払額の全部又は一部を返還しなければならない。

上記合意事項の内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和８年３月30日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市手稲区星置２条３丁目14番１号
札幌市星置地区センター運営委員会
代表者　会長　中川　彰一